

公益社団法人土地改良測量設計技術協会  
農業農村地理情報システム技士養成事業実施規程

|      |         |          |
|------|---------|----------|
| 制定   | 平成 17 年 | 5 月 28 日 |
| 一部改正 | 平成 26 年 | 3 月 26 日 |
| 一部改正 | 平成 29 年 | 3 月 22 日 |
| 一部改正 | 平成 30 年 | 3 月 22 日 |
| 一部改正 | 令和 4 年  | 3 月 16 日 |
| 一部改正 | 令和 7 年  | 5 月 21 日 |

(主 旨)

第 1 条 本規定は、公益社団法人土地改良測量設計技術協会（以下「協会」という。）が実施する農業農村地理情報システム技士養成事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な基本的事項を定める。

(目 的)

第 2 条 この事業は、農業農村整備事業に係わる地理情報システム専門技術者の養成及び登録を行い、もって農業農村地理情報システム技術の適用、普及等の適正な推進を図るとともに、技術水準の向上と農業農村整備事業の推進に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 3 条 農業農村地理情報システム技士とは、第 7 条の登録を受け、地理情報技術を活用し、農業農村整備分野の調査、計画、設計、積算、施工、施工管理、維持管理等の技術的業務を行う者をいう。

(運営委員会)

第 4 条 協会会長（以下「会長」という。）は、第 2 条の目的を達成するため、学識経験者等で構成する農業農村地理情報システム技士運営委員会（以下「運営委員会」という。）を協会に設置し、次の事項について意見を求める。

(1) 事業の運営及び実施計画に関する事項

(2) 農業農村地理情報システム技士講習会（以下「講習会」という。）及び農業農村地理情報システム技士認定試験（以下「試験」という。）、並びに受講資格及び受験資格に関する事項

(3) 登録及び研修に関する事項

2 運営委員会の下に、講習委員会及び試験委員会を設置し、講習会及び試験等に関する業務を行う。

3 運営委員会並びに講習委員会及び試験委員会の所掌事項及び運営については、「農業農村地理情報システム技士運営委員会等規則」に定める。

(講習会等)

第 5 条 会長は、運営委員会の意見を踏まえ、講習会を開催する。

2 受講資格は、農業農村整備分野に関する調査、計画、設計、積算、施工、施工管理、維持管理等の技術的な実務経験が 2 年以上の者とする。

3 受講及び受験手続きは、以下のとおりとする。

(1) 受講及び受験申込は、会長が定める期日までに、協会ホームページより「受講受験申込書」（様式 1－1 号）を記入し、「農業農村整備分野に関する実務経歴書」（様式 2

- ー 1 号) を添えて会長あてに申し込まなければならない。
- (2) 会長は、書類審査の上、適当と認められる者に対して、「講習受講票兼認定試験受験票」(以下、「受講受験票」という。様式 1－2 号)を送付する。
- (3) 受講者は、会長が定める受講料及び受験料を、会長が定める方法により、所定の期日までに、協会に納入するとともに、協会ホームページからの申し込みに際して「郵便振替払込請求書兼受領証」の写しを添える。
- (4) 会長は、講習会の受講修了者に「受講修了証」(様式 4 号) 交付する。

(試 験)

第 6 条 会長は、運営委員会の意見を踏まえ、農業農村地理情報システムに関する専門知識・技術力を問う試験を行う。

- 2 会長は、試験を実施するに当たり「農業農村地理情報システム技士認定試験本部設置規則」に定める試験本部を設置する。
- 3 受験資格は、受講修了者(過年度の受講修了者を含む。)及びこれと同等の能力と経験を有すると会長が認める者とする。
- 4 過年度の受講修了者にあつては、講習会受講年度の翌年度及び翌々年度に限り、修了した講習会を受講することなく、試験を受験できる。
- 5 過年度の受講修了者または受講修了者と同等の能力と経験を有すると会長が認める者の受験手続きは、以下のとおりとする。
- (1) 受験申込は、会長が定める期日までに、協会ホームページより「受講受験申込書」(様式 1－1 号)を記入し、「農業農村整備分野に関する実務経歴書」(様式 2－2 号)を添えて会長あてに申し込まなければならない。
- ただし、過年度の受講修了者にあつては、農業農村整備分野に関する実務経歴書に替えて過年度の受講修了証の写しを添えて申し込む。
- (2) 会長は、書類審査の上適当と認められる者に対して、「受験票」(様式 1－4 号)を送付する。
- (3) 受験者は、会長が定める受験料を、会長が定める方法により、所定の期日までに、協会に納入するとともに、協会ホームページからの申し込みに際して「郵便振替払込請求書兼受領証」の写しを添える。
- 6 会長は、試験に合格した者に対し「合格証書」(様式 3 号)を交付する。

(登録等)

第 7 条 会長は、「農業農村地理情報システム技士名簿」(以下「名簿」という。)を備え、登録を行う。

- 2 登録を受けることができる者は、前条の試験に合格した者とする。ただし、合格後 5 年以上経過した者にあつては、第 8 条に定める研修を了した者とする。また、会長が前条の試験に合格した者と同等以上の能力と経験を有すると認めた者(以下「会長認定者」という。)は登録を受けることができる。
- 3 会長に認定を希望する者は、あらかじめ「認定申請書」(様式 4－1 号)を協会に提出するものとする。また、会長は、会長認定者に「認定証」(様式 4－2 号)を交付する。
- 4 登録をしようとする者は、試験合格者にあつては、協会ホームページより次の(1)を記入し、(2)及び(3)の関係書類を添えて会長あてに申し込まなければならない。また、会長認定者にあつては、次の(1)～(3)の関係書類を会長あてに提出しなければならない。
- (1) 試験合格者は「登録申込書」(様式 5－1 号)、会長認定者は「登録申込者(会長認定)」(様式 5－2 号)
- (2) 「農業農村地理情報システム技士登録名簿記載事項等記入用紙」(様式 5－3 号)
- (3) 会長が定める登録料の「郵便振替払込請求書兼受領証」の写し
- 5 会長は、登録者に対し、「資格登録証」(様式 6 号)を交付する。

- 6 会長は、登録者のうち希望者に対し、実費負担により「登録証書」（様式 9 号）を発行する。
- 7 登録の有効期間は、登録証書が交付された日から 5 年間とし、5 年目の 3 月 31 日を有効期限とする。  
ただし、更新を妨げない。
- 8 会長は、登録名簿を公表するものとする。

（資質向上）

- 第 8 条 農業農村地理情報システム技士は、常に、技術知識及び水準を向上させ、その資質向上に努めなければならない。
- 2 会長は、運営委員会の意見を踏まえ、農業農村地理情報システム技士の資質向上のため「農業農村地理情報システム技士研修」（以下、「研修」という。）を開催する。
  - 3 会長は、研修の実施計画を登録者に通知するとともに、研修修了者には修了証を交付する。

（登録更新）

- 第 9 条 登録の更新を行おうとする者は、有効期間内に前条に定める研修を了し登録証書に記載された有効期限までに次の第 2 項の手続きを行わなければならない。
- 2 登録の更新を行おうとする者は、協会ホームページより次の（1）を記入し、（2）及び（3）の関係書類を添えて会長あてに申し込まなければならない。
    - （1）「登録更新申込書」（様式 7 号）
    - （2）前条第 3 項の修了証の写し
    - （3）会長が定める登録更新料の「郵便振替払込領収書兼受領証」の写し
  - 3 会長は、登録更新申込書の提出者に対し、「資格登録証」（様式 6 号）を交付する。
  - 4 なお、会長が指定する他の研修への参加を証する書面写しをもって、前条第 3 項の修了証の写しに代えることが出来る。
  - 5 また、有効期間の 5 年目に、やむを得ない事由により登録更新手続きができない者、及びやむを得ない事由により研修に参加できない者にあつては、その理由を記した書面を協会に提出し、会長の承認を得た者についてはこの限りでない。

（変更等の届出）

- 第 10 条 登録を受けた者は、住所、氏名、並びに所属機関の名称、所在地及び電話番号について変更が生じた場合は、すみやかに「変更等の届出」（様式 8 号）を協会に提出しなければならない。

（登録の抹消）

- 第 11 条 会長は、農業農村地理情報システム技士が次の行為をなした場合は、登録を抹消することが出来る。
- （1）虚偽又は不正行為に基づき、講習、試験又は登録を受けた場合
  - （2）前条の変更等の届出を怠った場合
  - （3）農業農村地理情報システム技士の信用を傷つけまたは失墜させた場合
  - （4）正当な理由なく農業農村地理情報システム技士の業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、または盗用するなど不正行為をなした場合

（規程に定めのない事項の処理）

- 第 12 条 本規程に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、会長は執行理事会の意見を聞き、これを処理するものとする。

## 様式関係

(様式 1－1 号) ～ (様式 5－3 号) 省略

(様式 6 号)

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 農業農村地理情報システム技士 資格登録証              |     |
| 氏 名                               | 写 真 |
| 登録番号                              |     |
| 登録年月日                             |     |
| 登録期限                              |     |
| 発行年月日                             |     |
| 公益社団法人 土地改良測量設計技術協会<br>会長 ○○ ○○ 印 |     |

|                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|
| (注 意)                                                                              |
| 1 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。                                                            |
| 2 氏名又は住所に変更があった場合は、再発行を申請すること。                                                     |
| 3 登録更新時には、改めて発行を申請すること。                                                            |
| 公益社団法人 土地改良測量設計技術協会<br>〒105-0004東京都港区新橋5-34-4<br>TEL 03-3436-6800 FAX 03-3436-4769 |

(様式 7 号) ～ (様式 9 号) 省略

## 附 則

この規程は、平成 17 年 5 月 28 日から施行する。  
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。